

一般の人々の環境保全活動の 参加要因について

青柳 みどり（国立環境研究所）

本報告は、都市近郊林保全を巡る状況を図1のように捉え、特に相反する利害関係にある「住民」と「所有者」の立場それについて調査した結果である。「住民」の視点は神奈川県と千葉県における住民意識調査を分析した結果であり、「所有者」については神奈川県における面接調査の結果によっている。

「住民」意識調査は、表1のよう実施された。都市近郊林を「生活環境保全」「自然に親しむ場の提供」「地域の歴史や文化の保全」「生活環境の安定」の四点でどの程度役に立っているか、またどのような点で役に立っているかを住民に郵送法によるアンケート

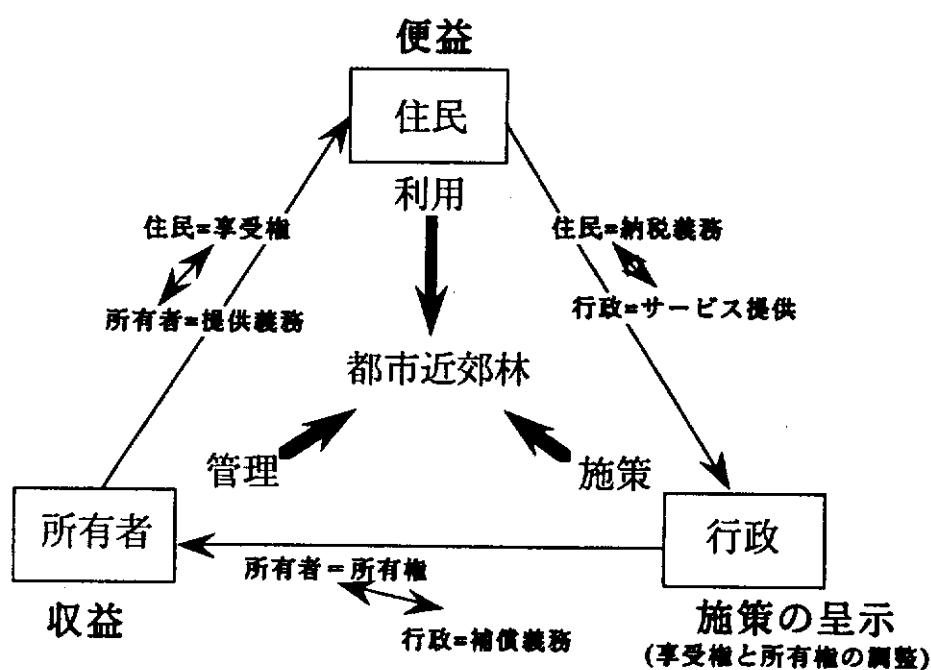


図1 本論文における都市近郊林をめぐる視点

表1 住民意識調査概要

	神奈川県	千葉県
調査名称	森林環境に関する県民アンケート	
調査時期 対象 地主 調査 対象	昭和62年10月から11月 神奈川県全域 神奈川県林務課 神奈川県民12,000名 (160地点75名)	昭和63年11月から12月 千葉県全域 千葉県林務課 千葉県民7,425名 (99地点75名)
調査方法	郵送法	
標本抽出の方法	2段階抽出	
調査項目	(1)日常生活での森林の認識度(2)森林の環境保全に関する「役立ち度」と理由および総合した森林の評価(3)森林の改善要望、「自然面」から見た生活環境全般の満足度、「自然面」から見た環境の変化(4)個人属性	
回収率	回収4,683票有効3,433票（有効回収率27.5%）	回収2,055票有効2,034票（有効回収率27.4%）

- で評価させた。また、一方対象地域を五つに（神奈川県を横浜・川崎、相模川以東、相模川以西の三地域、千葉県を内房、外房の二地域）にわけ、五地域で住民の評価がどのように異なるか、住民の属性分布の差も併せて考慮した分析（t検定、因子分析）を行った。その結果、首都圏五〇キロメートル以内にある四地域と五〇キロメートル以遠にある外房地域では、住民と林地のかかわり方が根本的に違うのではないか、という仮説が得られた。つまり、首都近郊では、都市近郊林は人々の集う場としての役割と樹林としての役割が分離した都市公園的な役割が期待されているのに対し、外房地域ではそれらが一体化した伝統的な農村コミュニティの形成の場としての役割が期待されているのである。
- 「所有者」面接調査は神奈川県内の二九名の所有者を対象に以下の四点に絞って行った。
- (一) 現在の林地管理作業は実際には誰がどの様に行っているか（林地管理の担い手、管理作業の内容と程度）。
- (二) 林地を維持管理して行くためにかけている費用はどの程度か。また、林地から得られる収入はどのような種類でどのくらいのものか（維持管理費用、林地からの収入）。
- (三) 今までどのようなときに農林地の売買を行っているか。相続税の影響はどの程度に見積り、その対処は考えているか（農林地売買の実績、相続時対処）。
- (四) 現在林地所有者は、林地保全施策に関してどのような施策要求を持っているか。環境保全的な利用（自然教育の場等）への所有林地の提供について所有者の意向はどうか。
- その結果以下のようないふる点が明らかになった。

① 農業労働力が充実しているほど林地の管理は密である。

② 林地からの収入はほとんどない場合が多く、あつたとしても林地の管理作業費を補う程度である。固定資産税納税額が高いほど、費用負担感が労力負担感よりも大きくなる。

③ 相続税については「かなりの額」を予想しており、固定資産を処分せざるを得ないと考えている所有者が多い。固定資産の処分方法は、それぞれの資産の評価に依存する。

④ 林地の環境保全的な用途への提供については、固定資産税総額の納税額の高い所有者や、市街化区域内に他の固定資産を所有している者ほど、既に提供していたり、提供の意向が高い。逆に近郊域の固定資産税の納税額の低い所有者ほど、提供を「不可」とするものが多く、提供の意向は低い。これは維持管理の負担感の大小や、余裕資産の有無によると考えられる。

以上のような都市近郊林の所有者側の現状を踏まえて、行政のひとつ成功している試みとして横浜市市民の森制度があげられる。これは、市民の森指定された森について、税金の免除、作業費の補助を行っている制度である。作業費は所有者個人にいくのではなく市民の森所有者による愛護会を組織し、そこに委託費として支払われる。そのため、愛護会を中心として、市民の森は地域の伝統的コミュニティの活動の場ともなっている。